

河川整備計画（本文）

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象期間、計画対象河川

本河川整備計画の対象期間は概ね 20 年間とします。

また、対象とする河川は、直轄管理区間を除き琵琶湖を含む圏内の全ての一級河川(51河川)とします。そのうち真野川、大宮川、藤ノ木川、常世川・吾妻川は計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“調査検討区間”、“整備時期検討区間”を設定し、整備を推進します。なお、これらの区間は、優先的に整備する河川のランク付け(滋賀県中長期整備実施河川の検討)の結果を踏まえて設定しています。

- ・整備実施区間 : 整備計画期間中に整備を実施する区間
- ・調査検討区間 : 整備実施に向けた調査・検討を実施する区間
- ・整備時期検討区間 : 整備の実施時期を検討する区間

「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け

河川ランク	河川名
Aランク河川	藤ノ木川、真野川
Bランク河川	常世川・吾妻川、大宮川

Aランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川

Bランク河川：緊急性の観点からはAランクの次に整備実施を必要とする河川

本整備計画は、平成 22 年度の社会状況・自然環境、および河道状況などに基き策定するものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩などにより適宜見直しを行うものとします。

出典・根拠

滋賀県では、河川の大きさ、想定氾濫区域内の人口や面積、資産といった指標を総合的に判断して、洪水防御の長期的な河川の整備目標を定めています。

これまで、県は、河川の整備を進めてきましたが、依然として県内の多くの河川の治水安全度は、低い状況にあります。長期的な河川の整備目標を達成するためには、相当の時間と事業費を要します。

このため、県土全体の治水安全度の均衡に配慮しつつ、効率的・効果的に事業効果を発現させるため、河川の整備は段階的に整備することとしています。

具体的には、下表のとおり、河川ごとに「長期的な河川の整備目標」を定めるとともに、「当面の整備目標」を定めています。

本河川整備計画では、当面の整備目標の達成に向けた具体的な整備内容を記載しています。

【滋賀県中長期整備実施河川の検討結果】

① Aランク河川及び概ね今後20年間の整備を想定する区間

○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。予置や河川の状況を踏まえて、概ね今後20年間の整備を想定する区間を示したものが、今後、河川等の事業の進め方など、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。〈※〇〉

管内	河川名(※〇)	概ねの流域面積(k㎡)	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間(※〇)				長期的な河川の整備目標(※〇)	
				起点	終点	延長の目安(km)	概ねの現況安全度(※〇)		当面の整備目標(※〇)
事業中河川	藤ノ木川	—	河口から概ね0.7km	大津市坂本3丁目	大津市坂本4丁目	0.8	1/3	1/50 〈密集市街地〉	1/50
	真野川	—	無	大津市今頼田3丁目(河口部)	大津市真野5丁目	1.0	1/3	約1/10	1/50
	大津放水路(※〇)	—	瀬田川合流から概ね2.2km	大津市若葉台	大津市鶴の里	2.3	—	1/100 (トンネル河川)	1/100

○本表は、管内中に五十番順にならべたもので優先順位を示すものではありません。〈※〇〉

○現況安全度は、LP(レーザープロファイラー)横断面データ等を用いて一定の手法により算定したもので、概ねの値を参考として示したものです。〈※〇〉

○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の幅幅や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方式によって、著しい差異が生じるものについては、将来目標で実施(※〇)

○大津放水路は、国が計画している事業。〈※〇〉

河川整備計画（本文）

出典・根拠

③ Bランク河川のうち現在事業実施中河川及び概ね今後20年間の整備を想定する区間

○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。予置や河川の状況を踏まえて、概ね今後20年間の整備を想定する区間を示したものです。今後、河川に一定の事業効果が発現が得られる区間までの事業の進め方など検討し、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。

管内	河川名（※②）	概ねの流域面積（km ² ）	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間（※①）				長期的な河川の整備目標	
				起点	終点	延長の目安（km）	概ねの現況安全度（※③）		当面の整備目標（※④）
大津	常世川・吾妻川	-	河口から概ね0.8km	大津市権林1丁目	大津市権林1丁目	0.2	1/3	1/100 （トンネル河川）	1/100
	大宮川	-	河口から概ね0.7km	大津市坂本7丁目 （湖西道路交差点）	大津市坂本7丁目	0.5	1/3	1/50 （密集市街地）	1/50

○本表は、管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。（※②）

○現況安全度は、LP（レーザープロファイラー）横断面データ等を用いて一定の手法により算定し、概ねの値を参考として示したものです。（※③）

○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の拡幅や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方式によっては、著しい手戻りが生じるものについては、将来目標で実施（※④）

出典：滋賀県中長期整備実施河川の検討『河川の選定結果』平成20年10月 4
『滋賀県の河川整備方針』平成22年1月 5

1、 2、 3の部分について、整備計画では滋賀県中長期整備実施河川の検討結果（平成20年10月）より変更しています。

1、 2（藤ノ木川）は地域の意向や市街化の状況等から放水路計画（0.6km、1/50）を現川改修（0.72km、1/10）に変更しています。

3（常世川・吾妻川）は0.2km延伸することとしていましたが、費用対効果を勘案し、予算上JR横断箇所の整備の見通しができた段階で本整備計画を変更して「整備実施区間」にすることとし、現段階では全て「整備時期検討区間」としています。

4『滋賀県中長期整備実施河川の検討』では、計画的に整備に取り組む河川を選定しています。選定された河川は、上記表のとおりです。

5『滋賀県の河川整備方針』では、滋賀県の一級河川の長期的な河川の整備目標を定めています。河川ごとの長期的な整備目標は、上記表右欄のとおりです。

河川整備計画（本文）

2.2 計画の目標

2.2.1 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

本計画における河川整備の目標は、流域面積 50km²以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km²未満の河川は 10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境などを考慮して目標規模を設定します。

整備は万一はん濫した場合の被害の大きさや改修後の社会基盤の整備や生活環境の変化などにより、求められる治水安全度などを総合的に考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、本川と支川のバランスを考慮の上、計画的に進めていきます。

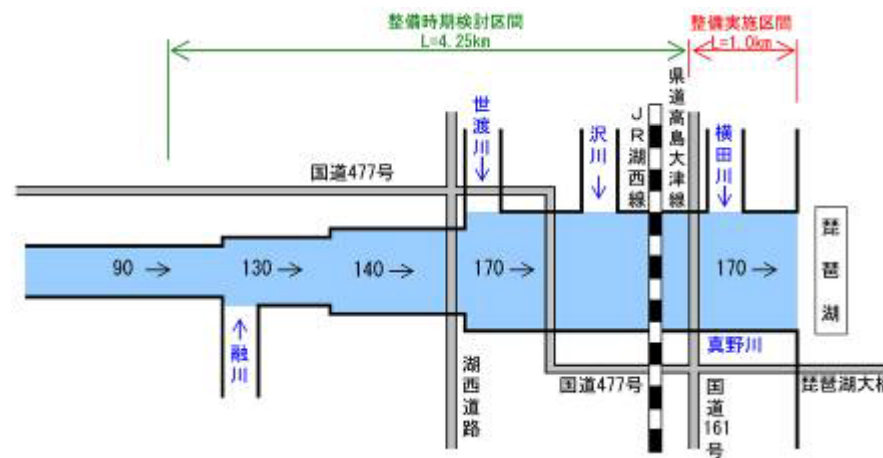
また、超過洪水が発生した場合でも、人命を守ることを第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針⁵などの整合を図りながら、はん濫原での被害を最小化するための減災対策を計画的に関係機関と連携して取り組みます。

真野川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は河口地点で 170m³/s とします。

大宮川は、放水路河川による施工性を考慮し、50年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は JR湖西線下流地点で 140m³/s とします。

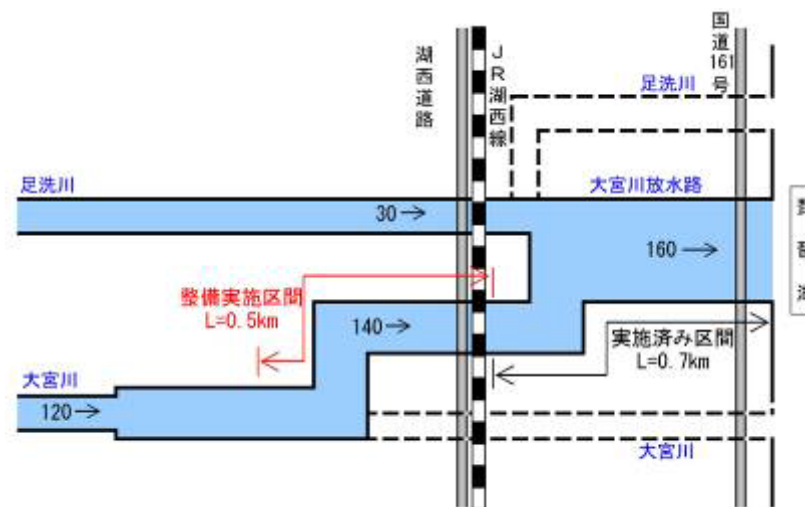
河川整備計画（本文）

(単位: m³/s)



真野川 計画流量配分図

(単位: m³/s)



大宮川 計画流量配分図

河川整備計画（本文）

藤ノ木川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は湖西道路上流地点で20m³/sとします。

常世川・吾妻川においては、トンネル河川の特殊性や技術基準により、100年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下する河道整備を目標とします。計画高水流量は、河口から500mの地点で50m³/s（常世川10m³/s、吾妻川40m³/s）とします。

相模川、盛越川など8河川については、国の直轄事業である大津放水路との連携を図ります。

なお、全ての河川において、橋梁や横断工作物などの重要構造物の施工にあたって、関係機関などと協議、調整を図り、将来計画に手戻りがないよう実施します。

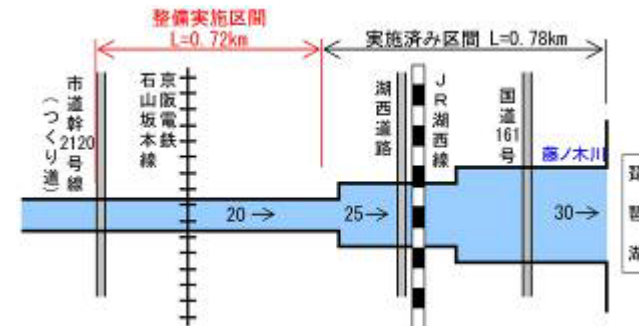
5) 滋賀県流域治水基本方針（平成23年11月 策定作業中）

流域治水とは、どのような洪水にあっても 人命が失われることを避け（最優先） 生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水のことです。

（流域治水基本方針案 P2 より引用）

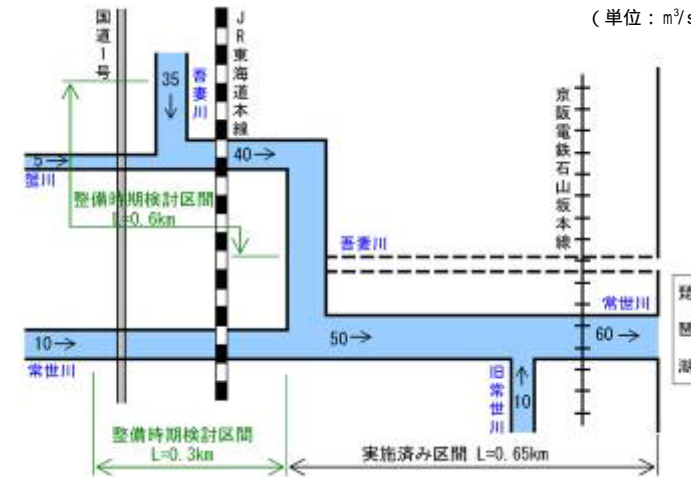
河川整備計画（本文）

（単位：m³/s）



藤ノ木川 計画流量配分図

（単位：m³/s）



常世川・吾妻川 計画流量配分図

河川整備計画（本文）

2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域内の河川は、主に農業用水として利用されている他、生物の貴重な生息・生育環境となっています。

このため、将来にわたり健全な河川水の利用や生物の生息・生育環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努めます。

また、河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。

2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

圏域内の河川は、豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫類など、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な生物が生息・生育する川をめざし、上流から下流にかけての連続した河川環境の保全、生物が生息・生育する環境の確保、健全な水循環の確保に努めます。このことから、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努めます。

人々の暮らしにとって、水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、安らぎやうおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となるなど重要な役割を果たしており、このような周辺環境に十分配慮した河川空間の整備・保全に努めます。

河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と県が進める琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」との整合を図るとともに、県が学識経験者などに委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民などの意見・助言を得て進めます。

なお、河川整備により旧河道が生じる場合は、地域住民との協働のもと、河川環境の整備と保全を考慮し、その利活用を検討します。

出典・根拠

1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿

このような状況を踏まえ、今後、淡海の川づくりの一環を担う河川管理者は、以下を目標とすることとする。

流域の特性に応じた適切な治水安全度を確保することとあわせて、
“かつて2次的自然状態の河川環境が有していた機能を保全・再生”する。

具体的には、“計画高水流量をより安全に流下させる河積”をもち、かつ、“自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道”を実現できる河道計画を立案するよう努めなければならない。

近年では、河川環境の再生技術の進展に伴い、十分ではないもののある程度の知見が蓄積されつつある。また、直轄管理河川では、綿密な調査や検討を経て河川改修が実施されているが、予算規模が限られている県管理の中小河川では同レベルの検討はできない状況にある。しかし、人々の生活の身近にあって、人為的行為の影響を敏感に受けてきた中小河川においてこそ、再生が強く望まれているという現実もある。

そこで本手引きでは、これまで蓄積された河川環境の再生ための知見を最大限活用することに念頭に、中小河川における治水・河川環境の区別のない具体的な河道計画の手法を述べていく。

出典：設計便覧（案）第2編河川編の運用事項（平成19年12月）滋賀県土木交通部
第3編計画 第2章河道計画 1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿（P3）

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項</p> <p>琵琶湖の生物の生息・生育環境や白砂青松^{はくしゃせいしょう}で知られる砂浜湖岸やヨシ帯など琵琶湖固有の景観を保全するため、湖辺域の失われた砂浜や湿地帯の保全・再生を実施します。</p> <p>(湖辺の保全)</p> <p>滋賀県は、豊かな自然の中で、多様な生物の営みによって、四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖をあるべき姿として位置づけ、自然的環境・景観保全対策に取り組むこととしています。</p> <p>砂浜の保全・再生に関して、湖岸の砂浜侵食が著しい区間については、侵食を抑制するのみではなく、前浜を積極的に回復することにより、湖岸の昔の姿を取り戻したり、近づけることで、琵琶湖の原風景の保全・再生を図ります。</p> <p>なお、取り組むに当たっては、湖辺域の水域と陸域との推移帯(エコトーン)が多様な生物の生息場所となっていることから連続性や拠点の確保、自然性の高い湖辺の保全、地域の歴史的・文化的環境に配慮して、地域にふさわしい湖辺となるように、保全・再生を図ります。あわせて、琵琶湖における湖沼環境の悪影響を軽減するための水草対策を、必要に応じて実施します。</p>	

河川整備計画（本文）

出典・根拠

2.3 整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間

(1)河川整備に係る整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間

「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従い、近年において家屋の浸水被害が発生した河川や想定されるはん濫原において、宅地・工場など市街化が進展している河川、または地域の幹川として重要な河川のうち、次の河川の区間を“整備実施区間”、“調査検討区間”、“整備時期検討区間”とします。

- ・整備実施区間は、整備計画期間中に整備を実施します。
- ・調査検討区間は、整備実施に向けた調査・検討を実施します。
- ・整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。

整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間

河川名	区間（起点～終点）		延長 (km)
真野川	整備実施区間	大津市今堅田 3丁目（河口部） ～大津市真野 5丁目	1.0
	整備時期検討区間	大津市真野 5丁目～大津市伊香立南庄町	4.25
大宮川	整備実施区間	大津市坂本 7丁目（JR湖西線交差部） ～大津市坂本 7丁目	0.5
藤ノ木川	整備実施区間	大津市坂本 3丁目～大津市坂本 4丁目	0.72
常世川 ・吾妻川	整備時期検討区間	大津市梅林1丁目～大津市梅林 1丁目	0.9

なお、局所的に流下能力が不足している箇所（河川）については、必要に応じて河積の拡大などを実施します。

また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内の全ての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。



図 整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間

河川整備計画（本文）

出典・根拠

(2)湖辺の保全に係る整備実施区域

「琵琶湖の整備と保全に関する事項(2.2.4)」に従い、琵琶湖の自然的環境・景観保全上、改善を必要とする区間や侵食の著しい区間について、湖辺の保全対策を実施します。

湖辺の保全に係る整備実施区域

地区名	区域	延長 (km)
わに浜	大津市和邇今宿～ 大津市八屋戸	1.1
北小松浜	大津市北小松	1.4

なお、上記区域以外の湖岸において、砂浜の急速な後退が見られる場合は、保全対策を実施します。

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>3. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>3.1 河川工事の目的、種類および施工場所</p> <p>河川整備は、「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従いつつ、「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項(2.2.2)」および「河川環境の整備と保全に関する事項(2.2.3)」を踏まえて実施します。</p> <p>河川の工事に際しては、河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道の創出や、上下流における連続性の確保ができるように努めます。なお、掘削に伴う発生土や伐採した樹木などは、再利用に努めるなど適切に処理します。以下に各河川の概要、平面図、横断図を示します。</p>	

河川整備計画（本文）

3.1.1 真野川

真野川の河川改修では、引き堤と掘削による河道拡幅を行うとともに、橋梁の架け替えなどを行います。

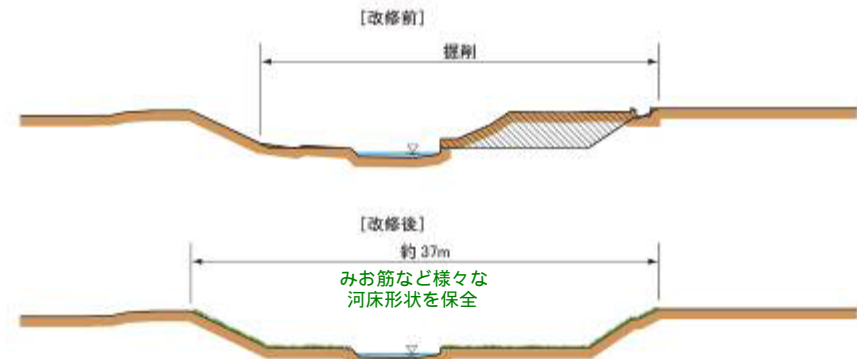
真野川では、地域住民が川の将来像を考える、住民参加会議「真野川川づくり会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、治水、利水、自然環境、水環境、河川利用、維持管理などの視点から「真野川の川づくりに対する提言」がまとめられました。

真野川の河川整備では、河道特性に応じた瀬・淵・みお筋の形成の促進、護岸の緩傾斜化による良好な推移帯（エコトーン）の形成や生物の移動性への配慮など、川づくり会議での提言を踏まえた整備を進めていきます。

河川整備計画（本文）



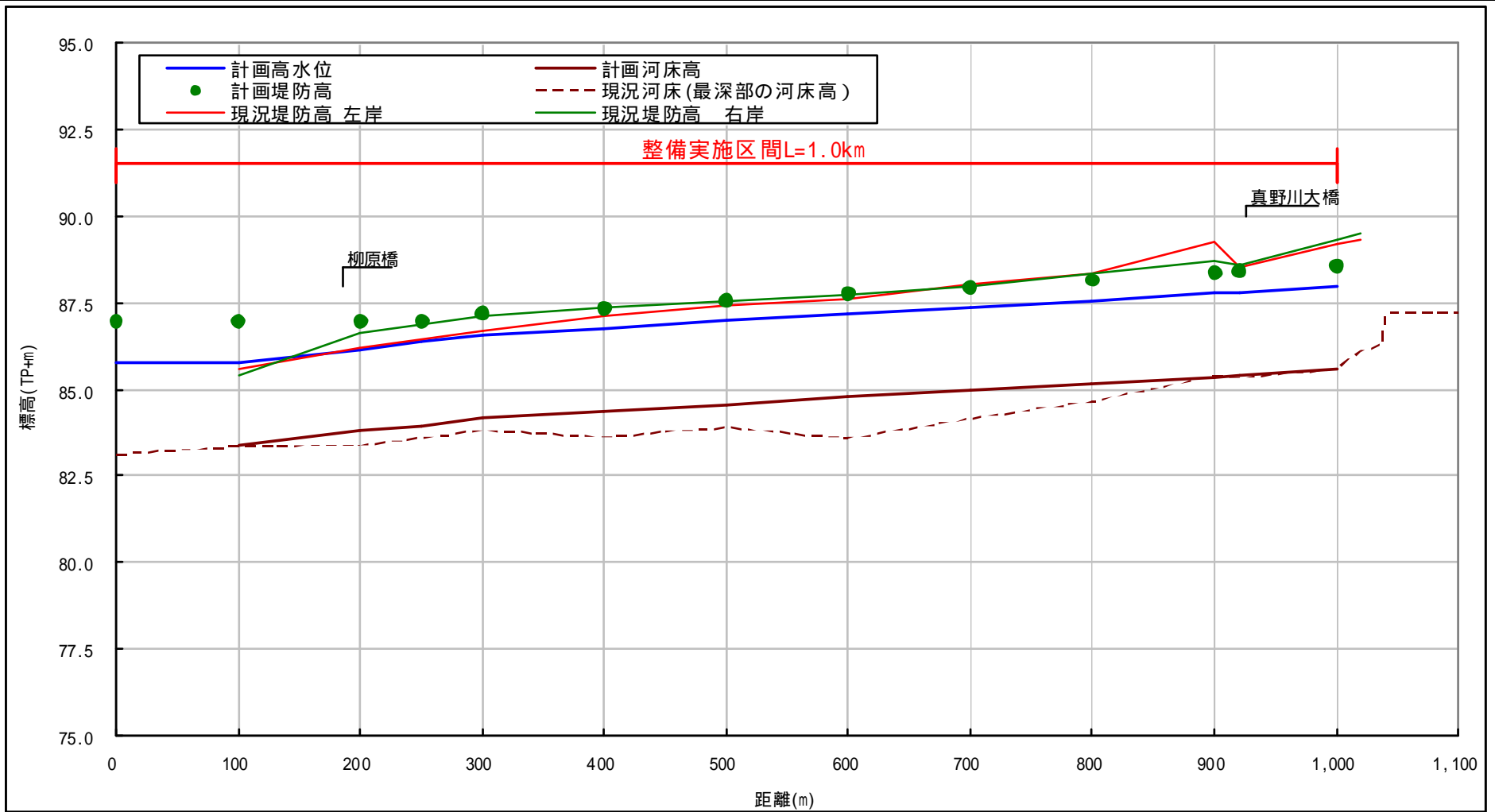
真野川 平面図



真野川横断面図 真野川大橋下流（河口から約 0.7km）

（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

出典・根拠



真野川縦断面図

河川整備計画（本文）

3.1.2 大宮川

大宮川の河川改修では、整備済み放水路への接続を先行して行います。その後、放水路分派点上流で現況河床状況を極力保全しながら河積の拡大（河道掘削）、床止の設置や橋梁の架け替えを行います。

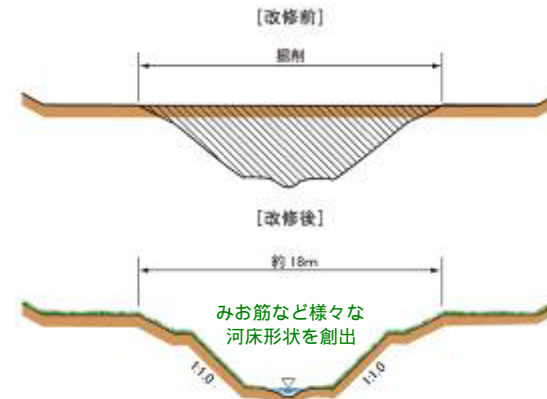
大宮川では、地域に合ったより良い川づくりを考える、住民参加会議「大宮川川づくり懇談会」が開催されました。懇談会では活発な意見交換が行われ、治水、利水、環境、親水、維持管理などの視点から「大宮川川づくり懇談会における提言」がまとめられました。

大宮川の河川整備では、放水路分派点下流の現川に対する水量の確保や上下流の連続性に配慮した床止工、自然環境や周辺の歴史的な景観に配慮した護岸など、川づくり懇談会での提言を踏まえ整備を進めていきます。

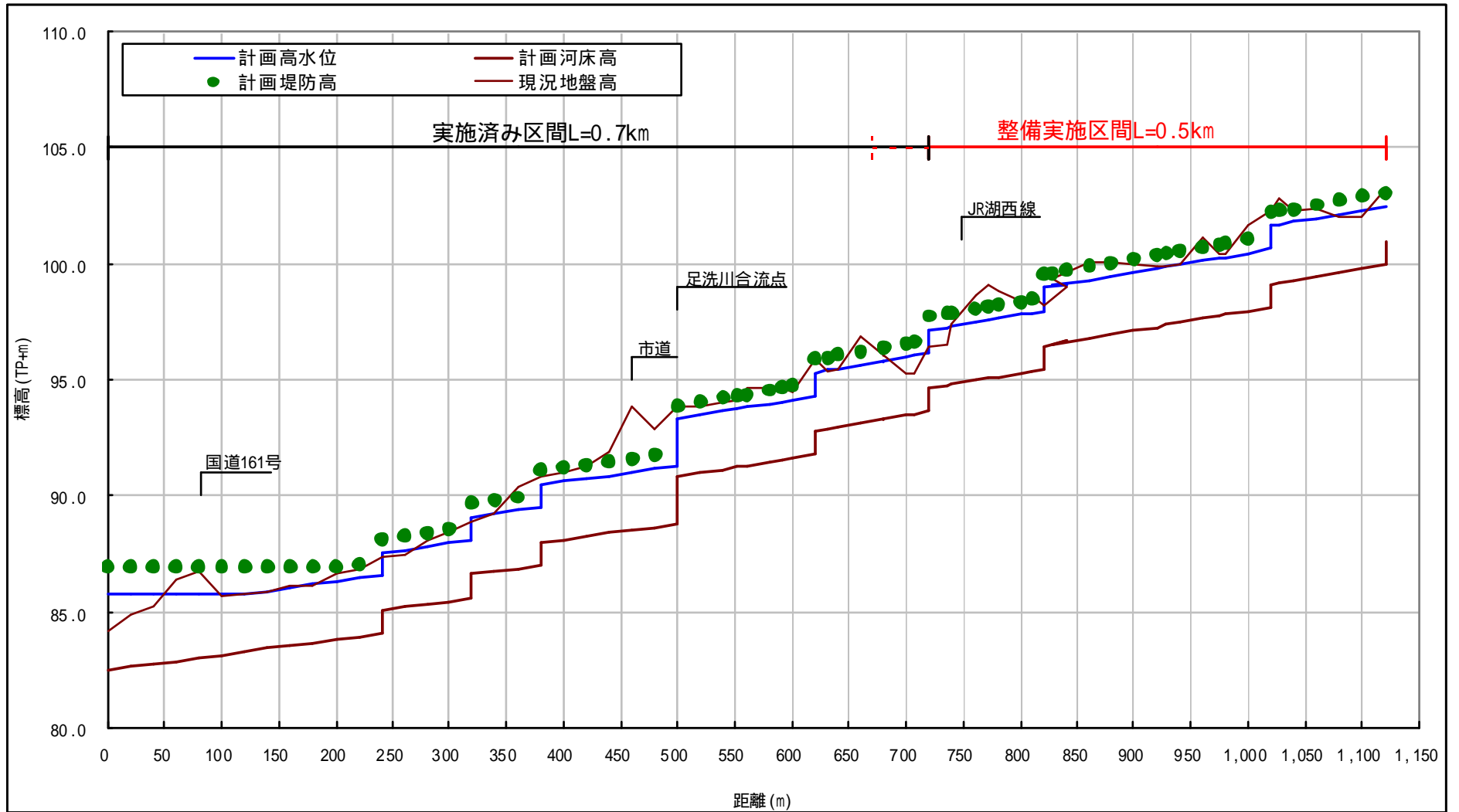
河川整備計画（本文）



大宮川平面図



大宮川放水路横断面図 湖西道路上流（河口から約0.8km）
（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。



大宮川縦断面図

河川整備計画（本文）

3.1.3 藤ノ木川

藤ノ木川の河川改修では、河床の切り下げにより、河積の拡大と河川の平地化を図ります。

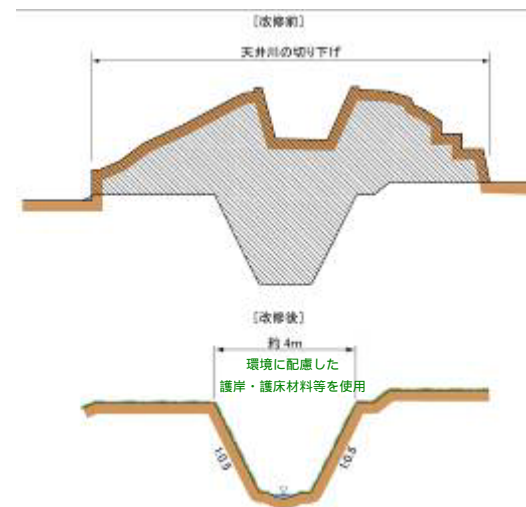
藤ノ木川では、地域特性を活かした良い川づくりを考える、住民参加会議「藤ノ木川川づくり懇談会」が開催されました。懇談会では、活発な意見交換が行われ、環境、治水、維持管理などの視点から「藤ノ木川川づくり懇談会における提言」がまとめられました。また地元自治会から2,000名を超える署名とともに要望書が出されるなど早急な河川改修が望まれています。

藤ノ木川の河川整備では、川づくり懇談会での提言や周辺地域の状況を踏まえ、治山・砂防と連携した治水を進めるとともに、自然環境や周辺の歴史的な景観などに配慮した整備を進めていきます。

出典・根拠

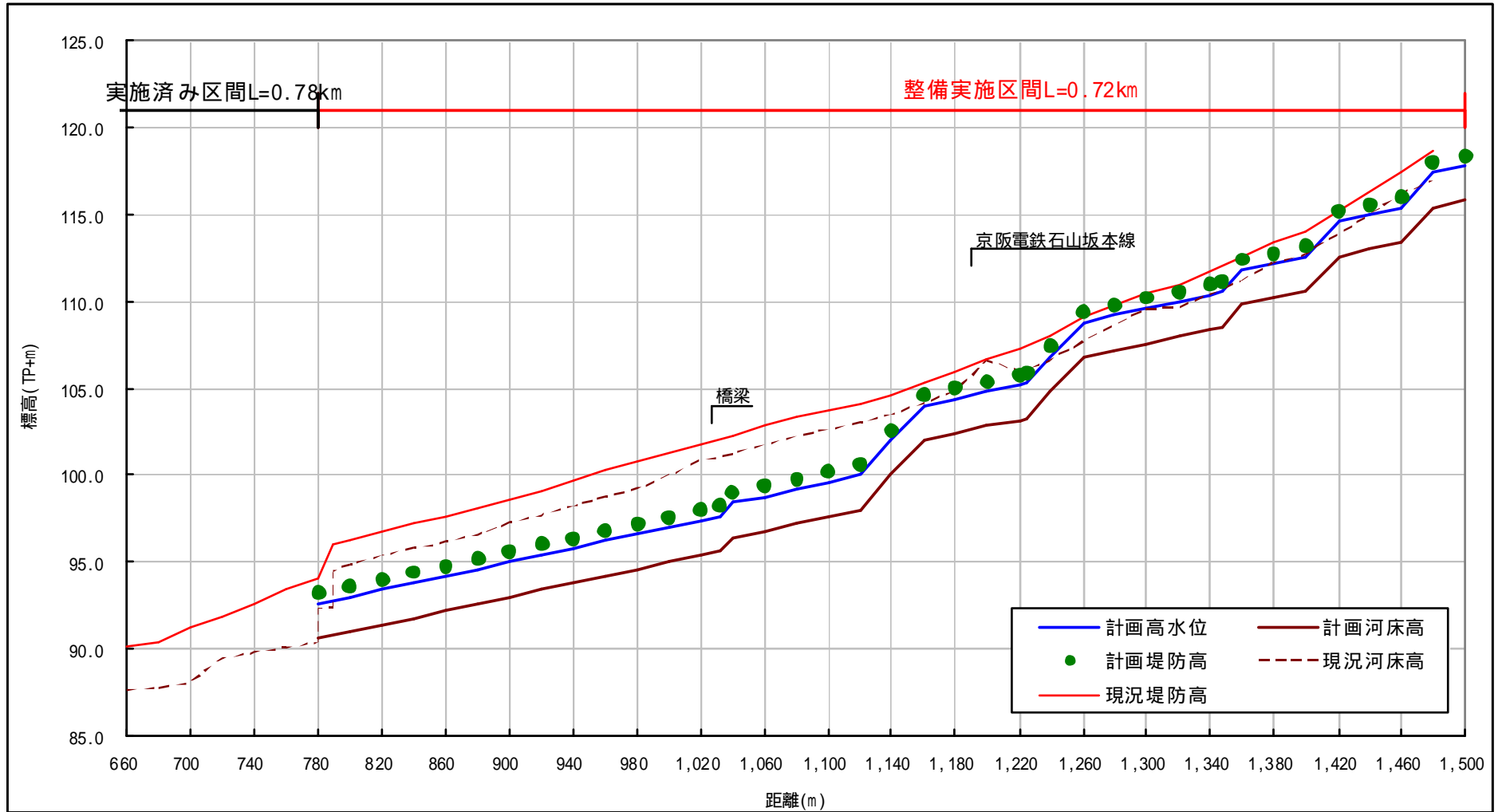


藤ノ木川 平面図



藤ノ木川横断面 京阪電鉄下流（河口から約0.9km）

（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。



藤ノ木川縦断面図

河川整備計画（本文）

3.1.4 常世川・吾妻川

常世川・吾妻川の河川改修では、密集市街地で川際まで家屋が建ち並んだ状況であり、現川の拡幅による流下能力不足の解消は困難であるため、トンネル河川として施工しますが、その実施時期は計画ルートも含め、今後検討します。

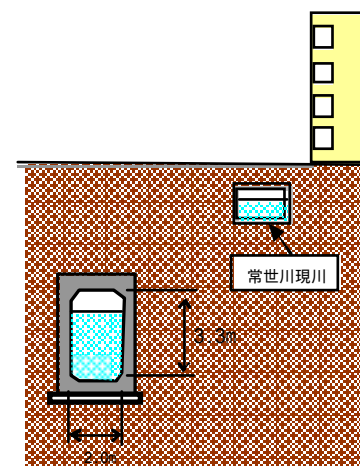
なお、平常時は現川に河川水を流下させ、洪水時にはトンネル河川に洪水を安全に流下させます。



常世川・吾妻川 平面図

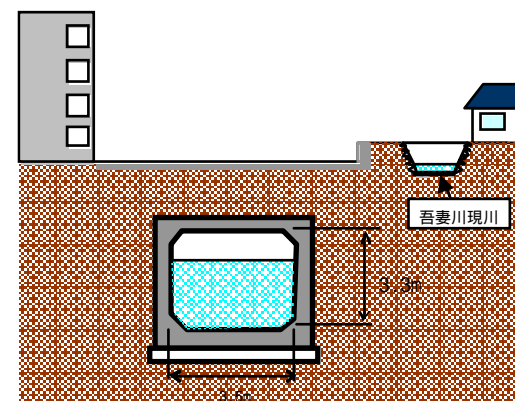
↑↑ : 横断面図の位置

河川整備計画（本文）



常世川横断面図 JR東海道本線下流（河口から約0.6km）

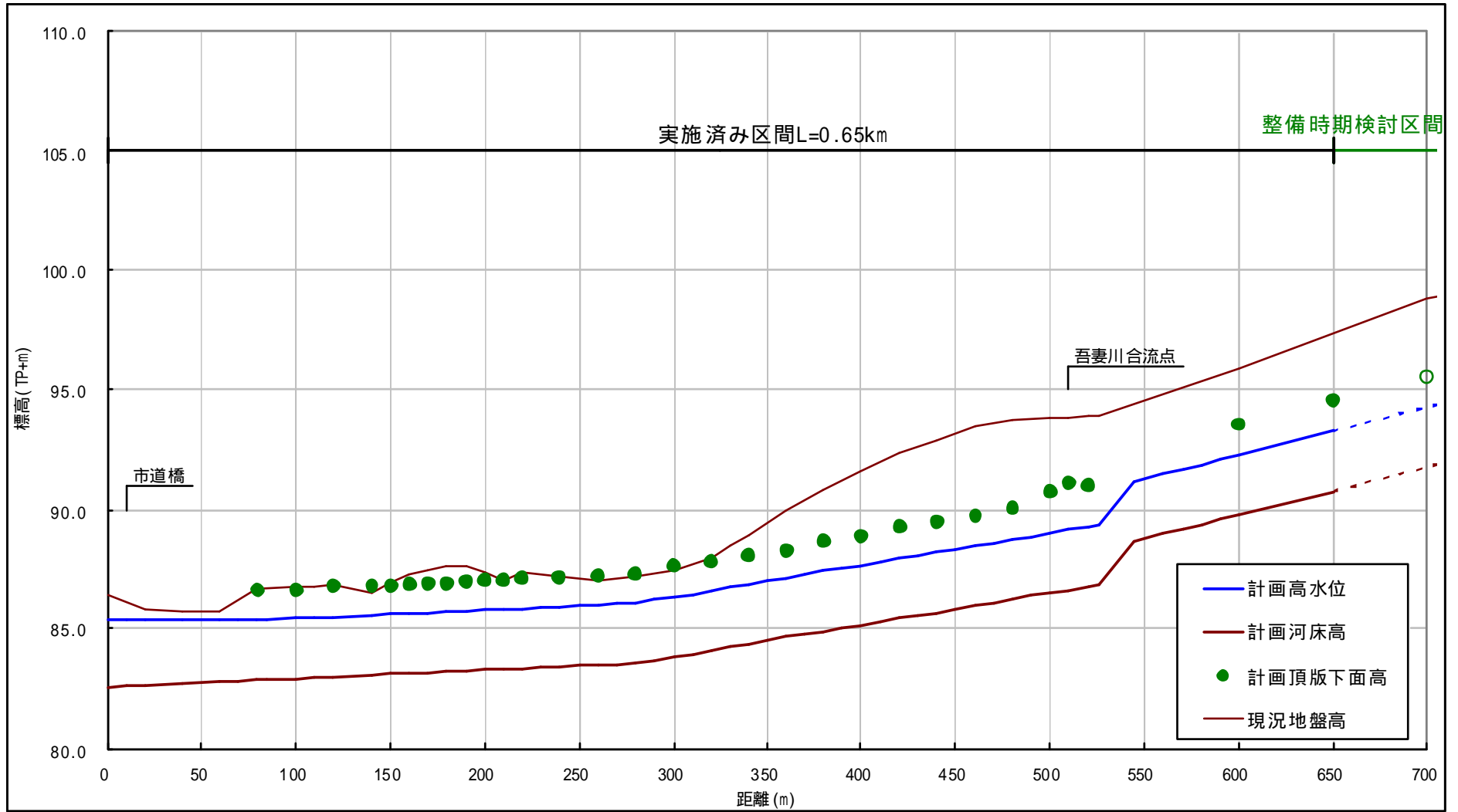
（注）トンネル河川の形状は変更することがあります。



吾妻川横断面図 滋賀県庁前（河口から約0.8km）

（注）トンネル河川の形状は変更することがあります。

出典・根拠



常世川・吾妻川縦断面図

3.1.5 琵琶湖（湖辺の保全）

「琵琶湖の整備と保全に関する事項(2.2.4)」に従い、次の2地区で湖辺の保全を行います。

(1) わに浜

わに浜は、比良山地を背景に白砂青松が続く砂浜で、和邇川漂砂系に位置しています。和邇川は、かなりの土砂流出があったものと考えられ大きな河口砂州を形成していましたが、流下土砂の減少などから近年河口部の侵食が著しいため、対策が必要です。



図 和邇川漂砂系（1）

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）



図 和邇川漂砂系（2）

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）

わに浜

河川整備計画（本文）

わに浜では、突堤や養浜などにより砂浜の侵食対策を行います。対策に当たっては、自然性の高い湖辺や昔の姿に近づくことにより、多様な生物の生息への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。



わに浜整備実施区域図

出典・根拠

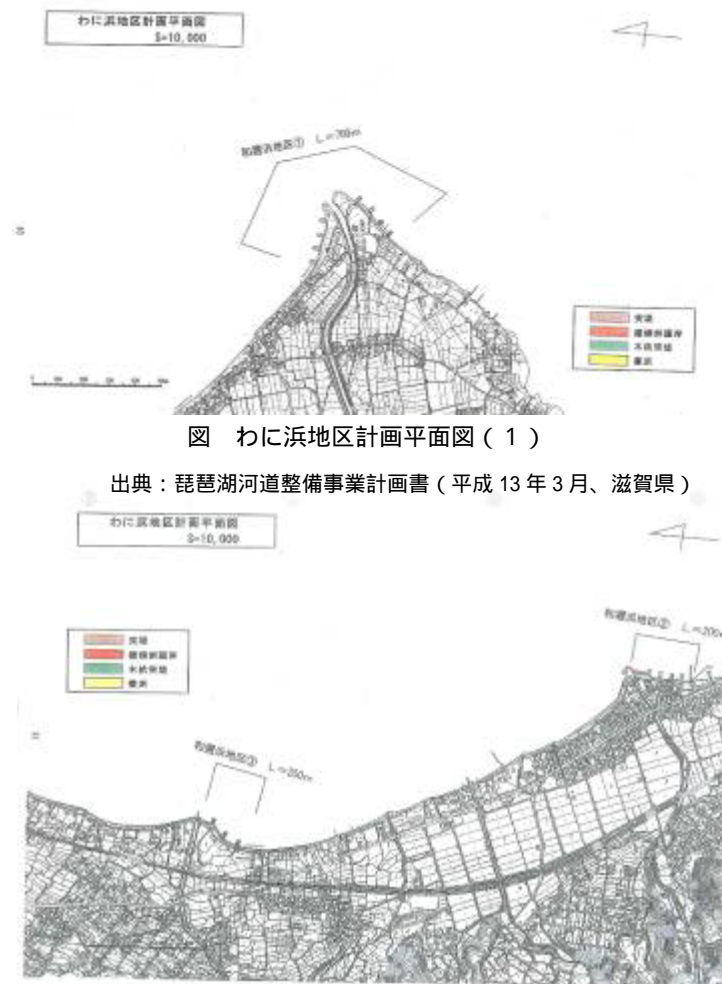


図 わに浜地区計画平面図（1）

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）

図 わに浜地区計画平面図（2）

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）

河川整備計画（本文）

(2) 北小松浜

北小松浜は、近江舞子の北に位置し、水泳場として多くの人々が訪れています。北小松浜は、滝川漂砂系に位置していますが、滝川からの流下土砂がほとんどなく、南方の比良川などからの流下土砂も期待できない状況です。漂砂の動きは南から北に卓越しており、漂砂系全体で徐々に侵食されています。

北小松浜では、突堤や養浜により砂浜の侵食対策を行います。対策に当たっては、自然性の高い湖辺や昔の姿に近づけることにより、多様な生物の生息への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。



北小松浜整備実施区域図

出典・根拠



図 滝川漂砂系

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）



図 北小松浜地区計画平面図

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）